

ドイツ連邦食糧・農業省 農林漁業最新情報
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft
NO 36
2019・12・25

1 アフリカ豚コレラ：ポーランド国境付近で更なる発生が確認

ーポーランドとの共同予防対策をなお一層強化ー (2019・12・20)

12月初めにポーランド所管局から、猪のアフリカ豚コレラ(ASP)発症事例が初めて報告された。そしてそれは、ドイツ国境から約40km離れたポーランド国内であった。今週また、ポーランド国境で似たような距離のところで、さらなる発生がポーランド当局から報告された。

この動物感染症の当面の発生拡大を視点を、我が省の次官 Dr.ヘルマン オンコエイケンスが、各州の所管次官に対して書簡を送った。この中で彼は各州の同僚次官に対して、この感染症の予防対策を弱めることなく、そしてドイツにおいて ASP 一発生の場合、必要な準備を講ずるようアピールした。我々の連邦食料・農業省は、長い間各州とポーランド所管機関と継続的にコンタクトをとってきた。

最近では 2019 年 12 月 5 日に、ポーランドの発生地域と国境を接している、ブランデンブルグ州、メクレンブルグーフォアポメルン州そしてザクセン州と情報交換を行った。12 月 13 日に、ドイツーポーランドの獣医当局レベルでの会合が開かれている。この会合の目的は、ASP 一予防対策の技術的な調整、ASP との闘いと克服についての合意を得ることである。合意すべきことは以下の点である：

- ◎ 国境の両サイドで最低 8km から 15km のリスクゾーンを設置すること。
このゾーンの中で猟師が猪の移動を抑止する職務を実施すること（適しているのは、例えば罠一待ち伏せ狩猟）。
- ◎ フリードリッヒ ローエファ研究所、連邦動物研究所とポーランドの国内獣医研究所との間のデータ交換を強化すること。

- ◎ 国境両サイドでの共同獣医戦略の観点を議論すること。これは国内法規準と条件を配慮しながら、引き続き仕上げられる。
- ◎ 作業グループは両国の狩猟団体が、リスクゾーンにおける猪管理を、さらに強化するための共同活動実施について勧告すること。
- ◎ 次の会合は2020年1月に開催予定。これは両国の獣医責任者レベルで開催すること。

2 ドイツ連邦農薬販売年次報告：2018年度農薬販売が明らかに減少

(2019・12・17)

連邦消費者保護・食料安全局（BVL）は、年次報告を公表した。連邦食糧・農業省の業務分野に属するBVLは、2018年の農薬販売に係る年次報告を提出した。それによると、ドイツ国内で販売された農薬量は、2017年に比較して約9%減少したことを強調した。農薬販売は約105 000 tの農薬、これは45 000 tの作用物質に相当する。

この農薬販売量の減少は、化学除草剤（約11%の減少）並びに殺菌剤（約12%）に対する需要の減少に起因している。この進展は、2018年の乾燥した気象状況によって促進された。しかし、農薬の投入抑制に関して、農業者の高度な意識によっても促進された。強調されることは、特に作用物質グリホサート（Glyphosat アミノ酸系除草剤の一種）の入った農薬の減少である。

この報告において、有機リン系化学除草剤が記述されている。作用物質に換算された販売量は、前年の約4 700 tに比較して3 450 tに減少した。これは-26,5%に相当する。非常に湿潤だった2017年の高い販売量に対して、決定的に明確に減少した。2018年の数字は勿論明らかに、過去15年間の平均以下であった。同時に一般的に有機リン系除草剤について、2011年以来、特に注目されて下方傾向がさらに確認されている。2019年に関しても、除草剤が減少的な傾向または少なくとも、停滞的な投入が見込まれる。

背景：

農薬の製造者、販売者そして輸入業者は、農薬法 § 64 に沿って連邦消費者保護・食料安全局（BVL）に、国内に供給しまたは輸出する農薬量と作用物質を、毎年報告する義務を負っている。並行販売（訳注・正規代理店とは別のルートで真製品を輸入販売すること）の農薬もまた報告義務がある。BVLから毎年公表する国内一販売数量は、それぞれの報告年において投入された農薬量の情報提供として活用される。2018年の完全な報告並びに過去年の報告は、www.bvl.bund.de/psmstatistiken で入手できる。

3 EU一漁業理事会が2020年の北海、大西洋の漁獲量を確定

(2019・12・15)

クレックナー大臣は、今日ブリュッセルにおける漁業理事会に向かった。大臣は、そこで来年度の全体漁獲量と漁獲割当量を決定する。連邦大臣は、最大限の継続漁獲量、最終的な休漁の奨励拡大の方針を支持する。全EU一海洋（バルト海、地中海と黒海、それに水深1000mを越える海域を除く）並びにEU-船に関する特別規定、地域漁業組織の地域での漁業が重要となっている。

不安を誘うような状況配慮のもとに、ドイツの漁業について重要な魚の生息現況は、連邦漁業大臣にとって重要である。持続的な漁業管理を通じて、漁家の経営状況と現況長期回復との間のバランスを、創り出すことが可能である。既に10月の理事会で、2020年のバルト海一漁業の漁獲可能量削減を決定している。EU一委員会は東部海域で該当する漁業に関して、より厳しい管理対策と最終的な休漁の奨励可能な計画を策定している。

クレックナー大臣は、そのためこの提案を西部海域にも拡大する提案に尽力している。この海域での魚の現況は、近いうちに回復できない。これはドイツの漁業の経済的な基礎を形成する。この関心事は今、フィンランドの妥協案に配慮し、決定すべきである。

今回の理事会のテーマは、ヨーロッパ共通農業政策(GAP)のさらなる発展である。議長国であるフィンランドは発展報告を提出した。GAP一規則提案に際しての議論のための基礎的現状を再現し、さらに審議するための基本要素を指摘する。ドイツに関しては、さらにより高度な環境一気象の野心的水準と共同の競争条件の必要性についての、EU一統一大枠条件による要求が重要である。さらに将来のGAPに役立つ実行のためにも、配慮されねばならない。

ドイツの視点から農業と農村地域並びに、特に気象保護、環境そして家畜の福祉のための、我々の大きな挑戦が、GAP一予算によって配慮されるべきである。このことは、今週提起される”緑の取り決め”の前に有効である。ブリュッセルにおいて大臣は、さらにドイツのためにより強く実行すべき、”森林保護”のための結論を採択する。我々は、EUが世界市場の重要な農産物消費でもって、世界の他の地域に対して森林伐採を奨励することを回避したい。ドイツの農業大臣は、委員会で新たに任命されたEU一委員 ヤヌシュ ヴァイチェホフスキー Janusz Wojciechowski (ポーランド) と、ブリュッセルで会談した。

4 2020 年度北海の漁獲割当量に合意 (2019・12・18)

ー EU-漁業理事会でドイツ割当量を決定ー

2019 年 12 月 16 日から 17 日の EU-漁業理事会で、来る 2020 年の漁業に関する EU-全体漁獲量 (TACs) について、漁業大臣が合意した。これは特に北海と北東大西洋の魚の現況に該当する。北海に関する TAC s と各国の漁獲割当量は、既に漁業理事会が 2019 年 10 月に決定していたものである。

安定した割当量によるドイツ漁業者のための計画の信頼性ー北海のタイセイヨウダラに配慮を

来年度の漁獲割当量について、ブリュッセルにおけるヨーロッパ漁業大臣の交渉終了について、クレックナー大臣が説明した。来年度における北海の漁獲可能性は、個々の魚種生息量について通常の変動でもって、全体的に満足いくものである。”ニシン割当量は、前年に引き続き固定している。モンツキダラ (タラの種類) とサバは増加し、プレイス (カレイの種類) の割当量は僅かに減少した。

シロイトダラ (タラの種類) については約 15%の減少である。これに反して大きな配慮は、北海のタイセイヨウダラ (タラの種類) のドラステイックな生息数の急激な減少に起因している。それに応じてタイセイヨウダラの漁獲割当量が、50%削減された。以前から EU とノルウェーとの間で、この共同管理の魚の現況について合意されていた。この魚種の大幅な減少に対して、この共同管理は生息数回復のチャンスを逃さないために、やむを得ないことである。

この魚の現況はさらにまた、高度な卵塊の集中している海域の閉鎖といったような、補完政策によって守られる。加えてさらなる保護政策は、EU とノルウェーとの間で着手される。そのことによって、共通漁業政策の目的が、遅くとも 2020 年の魚の現況を持続的に管理することによって、北海での殆どの現況が目標に達する。ドイツの漁業のために重要な魚の現況について、同時に不安を誘うような状況が配慮される。

この政策は、沿岸漁業者とその家族の経済状況と、その他の関心事との間のバランスを創り出す。さらに持続的な管理によって、魚の現況の長期的な回復を可能にする”と、大臣は述べた。2020 年の漁獲量は、基本的に国際海洋研究委員会 (ICES) の科学的な推薦を基礎に決定された。これは特に北海におけるタイセイヨウダラについて、劇的な漁獲量削減を提言している。

この魚の生息数の持続的な管理を保障するために。” 漁業大臣は重要な魚の現況について、自らの決定に責任を負っている。ノルウェーとの漁業交渉の適切な時期の終了は、新しい漁獲シーズンの始りのための、補完的な計画の信頼性を創り出す” と、クレックナー大臣が強調し、そして付け加えた：将来を見通す力をもった漁業政策は、漁業者、消費者に役立つ。

北海の重要な魚の現況とサバに関する2020年度EUとドイツの漁獲割当量

魚 種	EU 全体の漁獲量 t	ドイツの漁獲割当量 t	EU 全体の漁獲量の変化 2020/2019 %
ニシン	2 3 0 7 5 5	3 9 4 0 5	± 0
プレイス(カレイの一種)	8 9 7 2 8	5 1 7 7	-3
シロイトダラ (タラの一種)	3 8 1 1 0	8 3 1 4	-1 5
タイセイヨウダラ (タラ の一種)	1 2 2 1 6	1 5 8 4	-5 0
モンツキダラ (タラの 一種)	2 7 7 5 3	1 2 8 8	+ 2 3
サ バ (北東大西洋)	3 6 8 0 3 1	2 3 4 1 6	+ 4 1

5 ドイツのグリーン・ツーリズムの現状と可能性

一連邦食糧・農業省委託研究の要約一 (2019・3・27)

要 約

農村観光旅行の行動は地域の価値創造を高め、農村地域における就業の確保、そして人口減少に立ち向かうためにも、重要な手段である。選択可能な収入源として、観光は主業一兼業経営の農家経営維持のために貢献する。そして農村の景観一集落構造を維持する。この研究は、農業観光の現状と市場可能性の適切な評価に役立つ。ここでは様々な概念の理解を考慮に入れて、①農業活動する経営 ②宿泊の提供（日帰り観光除く）を、中心においている。

これに参画している農業経営との成果ある共同活動（特に資格を有する農村女性の部屋の賃借）は、連邦、州、地域レベルの管轄当局と省庁並びに農村観光団体のアドバイスと奨励を受け、観光収入の選択によって農業のための重要な軸足となっている。そして地域の明確な重点となっており、農村地域における観光上の一部提供を担っている。

ドイツにおいて約 10 000 の宿泊提供する農業経営（訳注・日本一農林漁家民宿数 3 638 戸 内農家民宿数 2006 戸 2010 年農林業センサス）で 138 000 ベット数があり、農家にとって重要な経営部門になっている。これに加えてキャンプ分野で約 17 000 の宿泊施設と、3 000 の「干草の宿」での宿泊できる場が加わる。農業観光一新規参入者数とその参入者のための潜在力は、過去の年において傾向的に減少している。

その理由は、農村における全般的な構造変化の多様な影響であり、そして無秩序な農場継承が発展を阻止している。そのため、今ある経営の一部のみ期待できる。農業観光は数量的そして質的に後期成長段階にある。新しい参入者による新たな収容能力は、再統合によって活動していることもあって、まだはっきりしていない。むしろ、市場問題解決の更なる進展、高齢化と後継者のいないことから、もはや競争力の無い宿泊提供者、そして活動的でない小規模宿泊提供者、農業の完全なる断念との関連が強い。

現状において明らかに品質的に十分で、そして農業観光に努力している宿泊提供者が中核に存在している。これらは観光に軸足をおくことを、決定的に意識しており、そして将来的に挑戦の可能性に立っている。これは後退的な傾向にも拘わらず、数的にも重要である。

そのため、ダイナミックな農業観光の提供者は、農業地域と同時に、個別経営の農業観光の多様性奨励をも生み出す。分析によれば農村・農家での休暇の需要は、1990 年代中期から傾向的に後退しており、このため関心が減ってきている。人口統計学的に、伝統的に主要対象グループの子供連れ家族が減少している。旅行目的の観光上の成長が、全体的に低い割合の中で、ドイツは様々な観光提供者の間での競争に、参加している農村地域に厳しくなっている。

さらに”農家・農村での休暇”の市場部門の中で、今ある構造的な変動と潜在的な対象グループないし農村を好むグループが、詳細に区分されている。小さな子供連れの家族（自然を好む家族）は、中核的なグループになっている。

勿論、将来的になお特別自然に密着を好み、農業と地域性に関する知識の吸収を望むこと、並びに子供との過ごすこと、話すという多くの目的、動機をもっている。狭い意味で農業観光が品質的に後退したとき、農村地域の魅力保持のために、保養、余暇そして休暇の地域として、決定的に重要である。価値を保持している農一林業とともに農業観光の提供者は、十分な数において農村観光の商標、いわば” 銘柄” を形成している。

農場の減少によって農村地域における観光の発展が、徐々に後退することが最も重要である。そのため、公的・非公的機関による奨励は、高品質性の中にあって” 銘柄” 維持という、この目的を追求する。一般的に経営の多様化奨励と農業観光支援のために、特に農業政策分野におけるプログラムと手段について、目下解決できる多くのことが生じている。特に政策を直接的に個別経営に投資奨励するのが一般的である。それぞれのプログラム地域毎に様々な特徴をもって、2007~2013 年の奨励期間の全体経過において、潜在力をもった補助金受給者から、本来予期しているよりも少ない要求になっている。

この原因は複雑であり、そして同じく内在的である（例えば、官僚主義といった行政上の障害）。そして外因性の性質でもある（例えば、農業経営の減少）。EU 共通農業政策（GAK）の基礎のもとに、農業観光の個別経営奨励は、これまでの実施はもちろん量的に限度につきあたる（財源の十分な準備にも拘わらず）。特別な観光を提供するポスト成長の段階でもって、十分な充足効果を期待する。

2019・12・22 訳 青森中央学院大学 中川 一徹
